

第13回 点検検証部会 議事概要

1 日 時 令和2年1月23日（木）10:00～11:56

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香（部会長代理）、川崎 茂、神田 玲子

【臨時委員】

成田 礼子

【専門委員】

篠 恭彦、西 美幸

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官、埼玉県総務部統計課長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、柴沼次長、神棒補佐

政策統括官（統計基準担当）付：金子統計審査官、澤村統計行政改善専門官

4 議 題

（1）一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善状況について

（2）PDCAサイクルの検討状況について

（3）その他

5 概 要

○ 佐藤委員を部会長代理に指名した後、一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善について、事務局からの報告を基に審議が行われ、全体としては概ね対応が進んでいると評価するとともに、①引き続き改善を進め、信頼の回復に努めること、②報告者の負担軽減や統計の精度確保などの重要な事項を除いて、状況変化に対応できる柔軟な記載を調査計画に許容する方向で総務省の検討を推進すること、③基幹統計調査の諮問審議を必要としない軽微処理基準の改善について、統計委員会に課題提起することと取りまとめられた。

○ また、PDCAサイクルによるガバナンスの確立について、公的統計の信頼回復の基盤となる重要な取組であり、調査計画変更時の承認審査の見直しや、統計委員会における審議の効率化、一斉点検結果の改善状況の確認などにも活用可能なことから、引き続き検討を推進し、状況を報告するよう整理された。

○ 委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善状況について

・ 全体として、概ね各府省における改善は着実に進んでいると思う。一方で、申請書類

に○をつけ忘れたといったような、非常に細かいものまで、調査計画との相違と報告されている。ヒューマンエラーは必ず発生するので、申請する前に担当部署でしっかり点検していれば、後手に回って対応を迫られるということも防げるのではないかとの印象を持った。調査計画の記載方法についても、例えば母集団情報の使用年次を固定的に記載するのではなく、「使用可能な最新年次の情報」とするなどの工夫が必要ではないか。

- ・ 軽微な点に関して臨機応変な計画の記載とすることに賛成である。なお、影響区分Ⅲの数値の誤りのうち、小売物価統計調査の内容をもう少し説明していただきたい。また、建設工事統計調査については、事業者に報告を求める段階で誤記載を防ぐような工夫は行っているのか。
 - 小売物価統計調査は点検対象外の事案であったが、総務省から部会において報告があったことから今回のフォローアップにも含めたもの。事案の概要は参考3の末尾に記載のとおりとなっている。
 - 建設工事統計調査については、受注額を百万円単位で記載すべきところを万円単位で報告していたなどの事案である。回答誤りの事例を事業者に通知して、注意喚起するとともに、審査過程で当月の数値が前月等と乖離している場合、数値誤りがないか、電話等で再確認を行うこととした。
- ・ 集計事項の改善の具体例に「集計・公表が困難な集計表の削除・統合等を行う計画変更申請」とあるが、集計・公表が困難な場合とは精度の問題から公表できないもの以外に、どのような例があるのか。また、できるだけ調査計画どおりに実施するために速報の公表や督促の強化などプラスアルファの業務が発生していないのか。厳密にするほど業務は増えるので、作業を軽くする方向で検討をお願いしたい。今後の改善策の履行確認の際、対応の結果、そのような問題が生じなかったかの確認もお願いしたい。
 - 集計・公表が困難な場合としては、例えば、事業所調査のクロス集計の結果、サンプル数が少なく、秘匿の観点から公表できないようなケースがある。また、実施者の負担が増加しないよう、それぞれの調査の実態に応じて必要と考えられる改善策を、各府省でしっかりと検討しているものと考えている。調査計画において無理し過ぎていなかったかなど、内部で上までしっかりと相談して修正するためにも、PDCAサイクルの確立に取り組んでいる。
 - マンパワーも限られているので、できるだけ効率的に調査を実施することは必要であるが、安易に調査計画を変更するのも問題である。計画を策定する段階で慎重に検討していただきたい。
- ・ 全体としては、これまでの発生した問題に対する善後策がきちんと取られていると思う一方で、問題を踏まえて次のプランニングに活かすことにも取り組んでいただきたい。その点で心配な「検討中」の2件の状況を説明してほしい。
 - 今回の報告は、各府省への確認を踏まえて整理しているものであり、2件は調査自体の内容や時期がまだ確定できていないとのことで「検討中」と区分している。
- ・ 今回の問題の背景には、内部チェック体制が不十分であったという要因もあるのでは

ないか。業務全体のフローチャートがあるのか、どういう承認体制になっているのかなどについての確認と、今回の事案を受けてどのような点を改善したのかを教えてください。

→ いくつかの統計については、重点審議等で業務フローに遡って中身を審議し、その結果を踏まえ、再発防止策の中でマニュアルの見直し等を求めており、その検討作業を同時並行で進めている。

→ システマティックに見直しを進めることは有意義であり、担当部局においても検討していただきたい。

- ・ フォローアップ結果の提示に当たっては、これまでの評価や意見の内容も記述することにより、現状の課題と今後の方向性が外部の人からも理解しやすくなるのではないかと。例えば「検討中」の2調査を問題視するといった受け取り方もされかねないので、全体の評価については記載すべきではないか。

→ この1年間、政府の統計の信頼性に疑念を持たれてきた中、本部会が第三者の視点から評価してきた経緯から、事務局は淡々と事実を整理した資料を作成したものであろう。これをどう評価するかは、本部会として、あるいは委員会として議論することが必要ではないか。我々委員としても、この報告をどう評価するか、コンセンサスを得ていく努力が必要ではないか。

→ 客観性をもって一斉点検後の取組結果を評価し、今後の方向性について助言することが本部会の役割と理解している。一方で、外部に正しくメッセージが伝わるようにすることは重要であり、現状の評価と今後の方向性について審議を進めていきたい。第三者の視点で客観的に評価すると同時に、政府と部会が共同体として助け合うことも必要ではないか。

- ・ チェック体制の強化は重要なことではあるが、府省側の負担を考えると、軽微処理基準を積極的に見直してはどうか。

→ 軽微処理基準は、基幹統計調査、一般統計調査それぞれに設けられている。基幹統計調査に係るものは統計委員会決定となっているので、委員会で合意いただければ改正可能である。基本的には、形式的な変更や部会で議論するまでもないような変更は軽微処理することが望ましいのではないかと考えている。一般統計調査に係るものは、承認審査を受けるまでもない範囲を総務省令（統計法施行規則）や事務処理要領（基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領）で定めており、変更も可能である。

→ 関係者の負担を増やさないことは重要であるので、是非、検討を進めていただきたい。また、各府省に事務処理要領は共有されているのか。

→ 事務処理要領については、各府省に示しており、その中で規定している軽微処理の可能な範囲についても理解されているものと認識している。

- ・ 軽微処理の基準については、何を以って軽微とするのが問題である。誰が見ても軽微だと思うものもある一方、グレーゾーンもあるが、委員会に本部会から見直しの検討

を提案したい。

→ 提案に異論はないが、軽微処理基準の見直しが必要との前提で考えれば、どのような考え方で軽微基準が定められているのかを考える必要がある。

また、法令上の承認を得た調査計画と実際の調査計画は、どこまで一致していなければいけないのか、法令上の手続きに含めなければいけないのかという問題もある。法令上の手続きの中には、法令上絶対に外せない部分を入れるのが鍵となるので、軽微処理基準をそういう観点から考えることが必要ではないか。軽微処理基準を整理することで、各府省と委員会側の負担感も変わってくる。なんでも事前に申請するのではなくて、事後的なチェックに変えていくことも必要ではないか。

さらに、ユーザーに的確に情報を提供し、ユーザーに評価してもらうことが重要である。結果表の様式にしても、ユーザーに対しこういう結果表が出るとHP上で分かるようにしておき、精度が不足し公表できない場合、その内容をユーザーに伝えることが大事であり、必ず委員会で審議しなければならないというものではないと考える。委員会は、PDCAサイクルが各府省できちんと回っているかを確認することが重要であり、委員会審議の簡素化や軽微処理基準の明確化といったことの検討が求められるのではないか。

- ・ 資料1はよく整理できているが、外部ユーザーの立場からみれば、毎月勤労統計調査は作業中であり、「対応中」というだけでは無責任と言われることもあり得る。せめて作業の終了時期を明確にする必要があるのではないか。

→ 毎月勤労統計調査については、終了時期を明確に示すに至っていないが、現在対応に全力を挙げており、引き続き委員会からの指導・支援を踏まえて対応を加速して参りたい。

- ・ とりまとめとしては、全体としては概ね対応が進んでいると評価したい。関係府省には、引き続き対応が必要な調査の改善を進め、一般のユーザーを含めた信頼の回復に努めていただきたい。また、調査計画の記述が詳細過ぎることも計画との相違を生む要因の一つであり、再発防止策を踏まえ、報告者の負担軽減や統計の精度確保などに必要な事項を除いて、状況変化に対応できる幅を持った柔軟な記載を許容する方向で検討を推進するよう総務省に求めたい。さらに、基幹統計調査において、諮問審議を必要としない軽微処理基準の範囲についても改善が必要と考えられるので、本部会から委員会に課題提起したい。

→ 一斉点検は、計画との相違があるかを基準に評価しているものであり、制約がある中での評価である、という点も報告に加えてはどうか。

(2) PDCAサイクルの検討状況について

- ・ 非常によい取組である。日本では、CAの取組が弱いことからCAPDで回す方がよいと言われていることにも留意してほしい。また、PDCAは個別ではなく、つながりがある点にも留意してほしい。調査実施が適切であったかを効率的に評価するためには、

Cを見据えてDの段階でどのような情報を集めるのか、Pの段階からその意識を持つことが重要である。

→ 御指摘のとおりと考えている。このため、審査官室とも連携し、計画段階で詰め切れない課題を事後に検証するなど、PDCA全体のつながりの中での取組を検討している。

- ・ EBPMという観点から、利活用状況については、政策への成果や、政策のチェックへの活用という点も含めて検討いただきたい。また、調査の中止や削減を判断するには、各府省の行政的な視点も必要ではないか。統計幹事の役割を明確にする必要もあるのではないか。

→ 統計幹事は各府省内で統計の作成について、責任を持って省内の調整をし、また統計委員会との調整をする者として法改正をして設けられたものである。その統計幹事の下で利活用の状況やニーズも踏まえ、省内で調整した上で取りまとめることが基本と考えている。

→ 統計幹事は調整役であり、必ずしも統計幹事が全てを決定するわけではないということか。判断は省のトップが決めるが、総務省や統計委員会などの場で省を代表して調整に当たるという位置づけと考えてよいか。

→ 統計委員会の機能強化とセットで、統計委員会と各府省が連携するために統計幹事が法律上位置づけられている。統計幹事の方々には責任を持って省内のとりまとめ、調整に当たってもらいたいと考えている。

→ 統計幹事は統計委員会との調整役だけでなく、所属府省の取りまとめの責任者でもあると理解している。

- ・ 統計幹事の職務権限は、どのように規定されているのか。

→ 統計法では、統計幹事は統計委員会の所掌事務を補佐するものと規定されている。また、幹事が置かれた平成30年6月には、当時の西村委員長から統計幹事に期待することとして、統計委員会への参画や審議事項の補佐、府省における全ての統計業務の統括、政策立案総括審議官等と連携して、EBPMを実践する上で必要とするデータの整備・分析の支援をしてもらいたいという要請が行われている。

→ もう少し明確な根拠が必要ではないか。今回の取組を実効性あるものとして議論するためにも、更なる整理をお願いしたい。

→ この点については整理の上、部会で検討する機会を持ちたい。

- ・ PDCAサイクルの確立による効率化は非常に大事な取組である。今後の検討に当たっては、Cの「点検・評価結果を総務省に提出」、「HP公表」について、報告疲れが起らないように効率的に実施することや、「調査計画との整合性の確認」について、調査計画との相違を否定するのではなく、臨機応変に変更するという前提であることに留意していただきたい。

また、Cに当たっては、回収率や精度などの指標に加え、ユーザーや回答者からのフィードバックを活かした上で、個々の調査の存在意義について、担当部局長、統計幹

事に説明責任を果たせるように実施していただきたい。

中止の判断に当たっては、合理性も大事であるが、欠けている統計があれば作る、統計間の不整合は埋める、ということも大事である。これは、個々の統計調査単位のPDCAだけでは見えてこないで、統計全体の体系的なPDCAも必要であり、統計委員会の役割としてもマクロの視点から考えていかなければならないと考える。

- ・ Cの利活用状況の確認については、調査が終わってから確認するものではなく、むしろPで利活用状況を踏まえた、調査計画を検討すべきではないか。
→ このCにおける利活用状況の確認は、調査開始から長期間が経過し、当初の調査計画策定段階における利活用状況等が変化しているのではないかを確認し、調査計画を見直す余地を検討するという趣旨である。
- ・ Cについて、調査の実施方法は様々あるが、調査の実施中に起こるトラブルやミスについて、それぞれの調査実施プロセスに併せてチェックする方法についても検討いただきたい。
→ 統計行政新生部会で検討されてきた総合的対策の中でも同様の指摘があった。PDCAについては、どちらかという調査計画上のマネジメントを中心に検討を進めており、その検討結果も踏まえ、調査実施プロセスのチェック等についても順次検討を進めたい。
- ・ PDCAサイクルの確立は、公的統計の信頼回復の基盤となる重要な取組と認識している。調査実施後の点検・評価を適切に実施することにより、調査計画変更時の承認審査の見直しや、統計委員会における審議の効率化、一斉点検結果の改善状況の確認などにも活用可能と考えられる。このため、引き続き検討を推進するとともに、必要に応じて、本部会に状況を報告するよう求めたい。

(3) その他

次回部会日程、場所については調整中であり、改めて連絡することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>